

意見第1号

免税軽油制度の継続を求める意見書

上記事件について別紙のとおり発案する。

平成28年12月14日提出

提出者 飛騨市議会 産業常任委員会  
委員長 洞 口 和 彦

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで飛騨市の冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にある。

飛騨市におけるスキー場産業は、これまで冬季観光産業の発展と関連産業も含めた雇用の増大、確保に重要な役割を果たしてきているが、年々減少するスキーヤーやスノーボーダーなどの入場者数の減少に歯止めがきかず、毎年厳しい経営状況となっている。

スキー場では、索道事業者が使うゲレンデ整備車や人工降雪機、駐車場除雪用重機などに使う軽油が免税となっており、この免税軽油制度が廃止されれば、スキー場経営に大きな負担増を強いられ、本市の観光産業など経済全般に大きく影響することが危惧される。

特にスキー場は農閑期の雇用を支える場所でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところであり、この制度は、地域活性化と雇用促進、スポーツ振興の観点からも有効であることから、その継続が強く望まれているところである。

よって、国においては、観光など幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

岐阜県飛騨市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

経済産業大臣

農林水産大臣